

裁判員制度 —障がい者裁判員の配慮について—

平成21年5月21日から裁判員制度がスタートしました。この制度の意義としては、国民から選ばれた裁判員が刑事裁判に参加し、6人の裁判員と3人の裁判官が共に、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかを判断する制度です。また、広く国民が参加する制度でもあるため、「心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障がある」（裁判員法14条3号）と認められる場合等を除き、裁判員に選ばれる可能性があります。（ただし、「70歳以上の人」や「重い病気やけがのある人」、「親族・同居人の介護や養育を行う人」等は辞退の申し立てをすることができます。）

障がい者が裁判員に選ばれた場合、裁判所に下記の配慮を行って頂けます。

◆ 裁判所のバリアフリーの状況

（庁舎内）

- ・ 玄関スロープ
- ・ エレベーター
- ・ 点字ブロック
- ・ 補助犬を同伴することができます。
- ・ 身体障害者用トイレ（一部の裁判所ではオストメイト対応のトイレ設置）
- ・ 庁舎内では裁判所職員が誘導や補助等のサポートをします。



（法廷内）

- ・ スロープまたは車椅子用リフト
- ・ 車椅子の高さに対応した法卓

また、裁判員としての職務に著しい支障があるかどうかは、裁判の事案の内容や障害の程度に応じて個別に判断されますので、下記の事柄などにポイントをおき、配慮が必要な事柄を具体的に裁判所に伝え、相談すると良いでしょう。

◆ 呼出状・質問票においては、

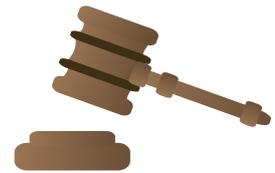
- ・ FAXや電子メールによる裁判所との連絡方法。
- ・ 裁判所からの書類であると分かる送付用封筒への点字の印字。
- ・ 必要書類の点字翻訳、音声コードの添付。
- ・ 文書へのルビ振り、分かりやすい表現。

など配慮します。また、質問票に必要な具体的な配慮を記入したり、裁判所の専用窓口にご相談します。

◆ 裁判所までの移動においては、

- ・ 本人が必要とするガイドヘルパー等は、本人の選択で裁判所が手配。
- ・ ラッシュ時の通勤電車を避けるため、タクシーでの移動。
- ・ 裁判所庁舎に入退庁する際のサポート。
- ・ 裁判所の1日のスケジュールの事前連絡。

など配慮します。また、選任手続きの段階で、裁判のときに必要な具体的な配慮を裁判官に伝えます。



◆ 裁判（審理・評議・判決）においては、

- ・ 曖昧な表現を避け、分かりやすい言葉、表現を用いて、ゆっくりと話します。
 - ・ 発言者が誰であるかを明らかにするために、発言の前に名前を述べてから発言する。
 - ・ 証言台で発言する人の表現等と手話通訳者を同一視野に入れることができるように、証言台の延長上への手話通訳者の配置。
 - ・ 手話通訳、要約筆記が正確に行われるように発言が重ならないようにする。（手話通訳が終わってから、次の発言をする。）
 - ・ 要約筆記の内容は裁判参加者全ての人が見ることができるようにスクリーンに全体投影する。
 - ・ 磁気誘導ループ等の補助システムの準備。
 - ・ 休憩をはさんでの進行、水分補給や服薬の時間の確保。
- など配慮します。

【参考資料】

全国社会福祉協議会 (<http://www.shakyo.or.jp/research/09saibaninsedo.html>) など